

下
細
札
留

平

73
3293



73

門ノ保 3
番 3.293
卷

火部



水帳字其外	火之部升天	口為害所	車之部	三所以上	火部	火部	火部	火部	火部
花書其外	火之部升天	口為害所	車之部	三所以上	火部	火部	火部	火部	火部
格列遠四國縣	火之部升天	口為害所	車之部	三所以上	火部	火部	火部	火部	火部
推地特其外	火之部升天	口為害所	車之部	三所以上	火部	火部	火部	火部	火部
火部	火之部升天	口為害所	車之部	三所以上	火部	火部	火部	火部	火部
火部	火之部升天	口為害所	車之部	三所以上	火部	火部	火部	火部	火部
火部	火之部升天	口為害所	車之部	三所以上	火部	火部	火部	火部	火部
火部	火之部升天	口為害所	車之部	三所以上	火部	火部	火部	火部	火部
火部	火之部升天	口為害所	車之部	三所以上	火部	火部	火部	火部	火部
火部	火之部升天	口為害所	車之部	三所以上	火部	火部	火部	火部	火部



平家文庫

一卦 欠前之部

未卒之部

坊互

市互

支能之与市互

充乞食

法袍禱之

乞食乞食

送迎同其不

坊重二件

未卒之部

釋多

捨子

能下

送子

非人

釋多之部

釋多女

女之房

一三 送病之部

送病人病死

親病死

病人山法送左

送如病人

女病人送下

一凡 仍例之部

乞口掛札

幼女送仍例

例死任不

順札辦之

乞食之部

乞食非人

仍例非人

一六 反死之部

反死

有反死

中附證

菅草下之方下抱之部

菅草通合中身
あやふ死女如古

菅草死之信
以級付惟子布特

菅草死之執河竹之徳長草取
以河下此味下如古付

菅草死女如古

人之女房及懸
其草中自其

自其草中自其

母菅草下

菅草院下
家方草附物

有柳川菅草
菅草院下

百姓之身勾与古田家下
返官信

菅草院下
山科 取高申之

菅草院下
取高申之

菅草院下

百姓之身勾与古田家下

百姓之身勾与古田家下
菅草院下

菅草院下之部

菅草院下
取高申之

菅草院下
取高申之

菅草院下
取高申之

菅草院下
取高申之

菅草院下
取高申之

菅草院下
取高申之

菅草院下
取高申之

菅草院下
取高申之

菅草院下
取高申之

馬之部

持馬取以由高脚例

捨馬

菅草院下
取高申之

菅草院下
取高申之

九 相對死之部

三人 誰人 与
相對死之部
食言 未相對死

拾 陸炮之部

威陸炮之部
威陸炮之部

拾陸炮 陸炮之部

陸炮之部
陸炮之部
陸炮之部

私國門之陸炮
陸炮之部

拾 拾物之部

拾物之部
拾物之部
拾物之部

拾物之部
拾物之部
拾物之部

拾物之部
拾物之部
拾物之部

誰人 誰人之部

拾 拾用挑灯 兼四角孔用之部

拾 拾森高之部

拾森高之部
拾森高之部
拾森高之部

拾森高之部
拾森高之部
拾森高之部

拾 拾物之部

拾物之部
拾物之部
拾物之部

河内山内河内山内河内
百姓は身命を以て河内は
百姓は親戚は

形六
一角口之部

孝院博内 材博内 津博内 材地内

形七
形八
形九
形十
形十一
形十二
形十三
形十四
形十五
形十六
形十七
形十八
形十九
形二十
形二十一
形二十二
形二十三
形二十四
形二十五
形二十六
形二十七
形二十八
形二十九
形三十
形三十一
形三十二
形三十三
形三十四
形三十五
形三十六
形三十七
形三十八
形三十九
形四十
形四十一
形四十二
形四十三
形四十四
形四十五
形四十六
形四十七
形四十八
形四十九
形五十
形五十一
形五十二
形五十三
形五十四
形五十五
形五十六
形五十七
形五十八
形五十九
形六十
形六十一
形六十二
形六十三
形六十四
形六十五
形六十六
形六十七
形六十八
形六十九
形七十
形七十一
形七十二
形七十三
形七十四
形七十五
形七十六
形七十七
形七十八
形七十九
形八十
形八十一
形八十二
形八十三
形八十四
形八十五
形八十六
形八十七
形八十八
形八十九
形九十
形九十一
形九十二
形九十三
形九十四
形九十五
形九十六
形九十七
形九十八
形九十九
形一百

形七
自内之部

望物之備之自内 自内

形八
望之部

人長年之教 形八 望之部
中物之成望之部
望物之備之自内

望物之備之自内 望物之備之自内
望物之備之自内 望物之備之自内

望物之備之自内 望物之備之自内
望物之備之自内 望物之備之自内

望物之備之自内 望物之備之自内
望物之備之自内 望物之備之自内

望物之備之自内 望物之備之自内
望物之備之自内 望物之備之自内

形九
普人之部

望物之備之自内 望物之備之自内
望物之備之自内 望物之備之自内

望物之備之自内 望物之備之自内
望物之備之自内 望物之備之自内

即後

一 盜平志望名懐下撰与戸以是子有之如ト三入心子の例

即後

一 女房より与る腰衣不持心布 右腰衣より乃連自感例

即後

一 島尚懐印より与る与る指材ト三入心子の例

即後

一 取揚りの拾ひとの部

一 陣合ト取揚り取本 去中より有る在洞 拾りの

人家より有る心子 大井川橋より有る心子

即後

一 私願引合心集例

即後

一 團心部

一 曾三例

一 夫三例

二十四

一 男子回離例

二十七

一 回信の部

一 信 三例

一 信 三例

一 信 三例

一 信 三例

一 信 三例

一 信 三例

二十八

一 侍尔抗の部

二十九

一 張河拾得の部

一 四井包土の部

一 手代指定に拾得

子形其介 紛矣之部

中真定字子以每字法全字形
子能法評少身形
心利快

切全度子 内部之部

易商之部

牙子 修德之部 百姓之牙 釋多之部 和身之牙

百姓修德之部

困情困靡之部

日延延成例 同性部 同靡

博愛之部

博愛之部 通例之博愛 羊在通火之同靡

空名化州古意例

繼死之部

通例繼死 北極高口部

私陶夫全互爲之部

細地之古也互爲之部

三十九

四は並下の病死を察す例

一 旅人の病死を察す例

探及具未取

遺棄死

穢多を察す例

一 土を掘り出せば死を察す例

一 改流の例

一 家督未入私腹を察す例

一 名刺を建てる例

一 和室を察す例

四十

富子浅沼原藏を察す例

一 流を察す例

一 場を察す例

一 お針を察す例

一 於陣を察す例

一 私腹を察す例

一 五十七 五十八 五十九 六十 甲府豊町の商人病死を察す例

五十二 監織司今年一併以田契一併訂例

五十三 門料所 五上田烟五沙

五十四 官方古姓遠古石於新所古建古石合例

五十五 運子三例

五十六 於子下各振

五十七 浦漢人古古古節五五例

五十八 神后國材之存送一故身向

五十九 內國惡業古古押方一故身向

六十二 管地小他五沙三例

六十三 於陣至身之例

六十四 夫死所內古古身向五沙三例

六十五 身院境內古古建古沙三例

六十六 流人源接所五沙

六十七 親水一併古古所身向五沙三例

六十八 身院中古古身向五沙三例

六十九 法若元所村古古入及推而古古身向五沙三例

七十

一 御本寺地ノ寺院也代官長支配法局等ノ例

七十 一 人ノ世帯権有之ル者其ノ例

七十 一 寺内ノ寺地也代官長支配法局等ノ例

七十 一 長根長預等ノ例

七十 一 挿蔵移方ノ例

七十 一 釋多ノ在田權ノ例

七十 一 釋多ノ在田權ノ例

七十 一 釋多ノ在田權ノ例

七十 一 釋多ノ在田權ノ例

七十 一 釋多ノ在田權ノ例

七十 一 釋多ノ在田權ノ例

七十 一 釋多ノ在田權ノ例

七十 一 釋多ノ在田權ノ例

七十 一 釋多ノ在田權ノ例

古姓ノ如房 被取觸死 言上 違年ノ觸死

七十 一 力者自ノ在田權ノ例

七十 一 田年ノ自法及子細等ノ例

七十 一 旗ノ在田權ノ例

七十 一 田年ノ自法及子細等ノ例

七十 一 田年ノ自法及子細等ノ例

七十 一 田年ノ自法及子細等ノ例

七十 一 田年ノ自法及子細等ノ例

八十五

一 田科所...の...
一 田科所...の...
一 田科所...の...

八十六

一 田科所...の...
一 田科所...の...
一 田科所...の...

八十七

一 田科所...の...
一 田科所...の...
一 田科所...の...

八十八

一 田科所...の...
一 田科所...の...
一 田科所...の...

八十九

一 田科所...の...
一 田科所...の...
一 田科所...の...

九十

一 田科所...の...
一 田科所...の...
一 田科所...の...

九十一

一 田科所...の...
一 田科所...の...
一 田科所...の...

九十二

一 田科所...の...
一 田科所...の...
一 田科所...の...

九十三

一 田科所...の...
一 田科所...の...
一 田科所...の...

九十四

一 田科所...の...
一 田科所...の...
一 田科所...の...

九十五

一 田科所...の...
一 田科所...の...
一 田科所...の...

九十六

一 田科所...の...
一 田科所...の...
一 田科所...の...

九十七

一 田科所...の...
一 田科所...の...
一 田科所...の...

一 甲州の多摩川人情書大ははる
物干竿の巻紙ははる

一 知事ごとの巻紙は

一 江戸より来た巻紙は

一 芝居合巻の巻紙は

但巻紙は人の世

一 下巻と巻紙の巻紙は

一 石巻の巻紙の巻紙は

一 巻紙の巻紙の巻紙は

一 親父の巻紙の巻紙は

一 石巻の巻紙の巻紙は

一 巻紙の巻紙の巻紙は

一 巻紙の巻紙の巻紙は

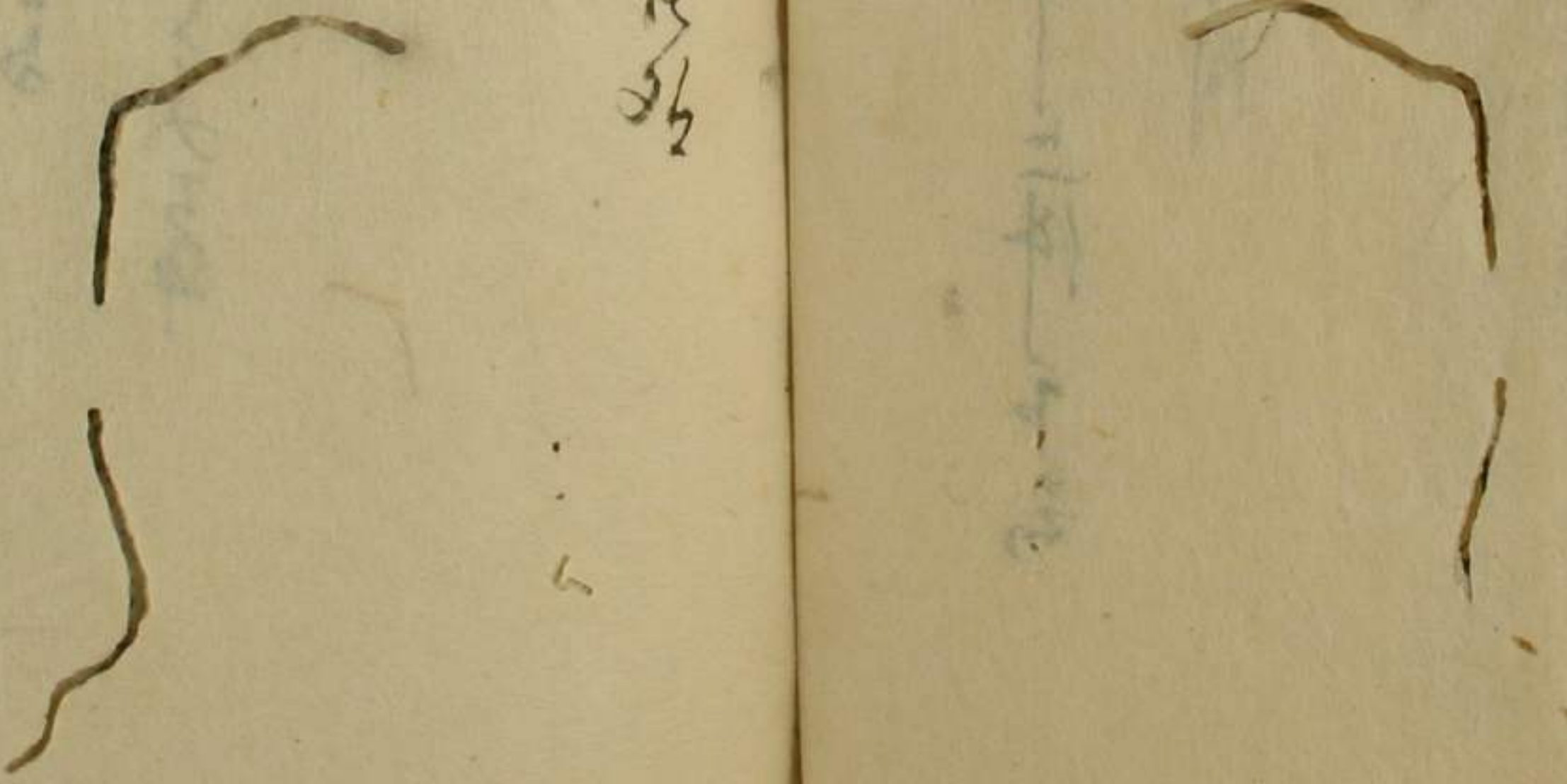
一 巻紙の巻紙の巻紙は

一 巻紙の巻紙の巻紙は

一 巻紙の巻紙の巻紙は

一 巻紙の巻紙の巻紙は

一 巻紙の巻紙の巻紙は



一 高橋の書

一 海運と運河の事

一 延命の女記一冊

一 金子塔の事

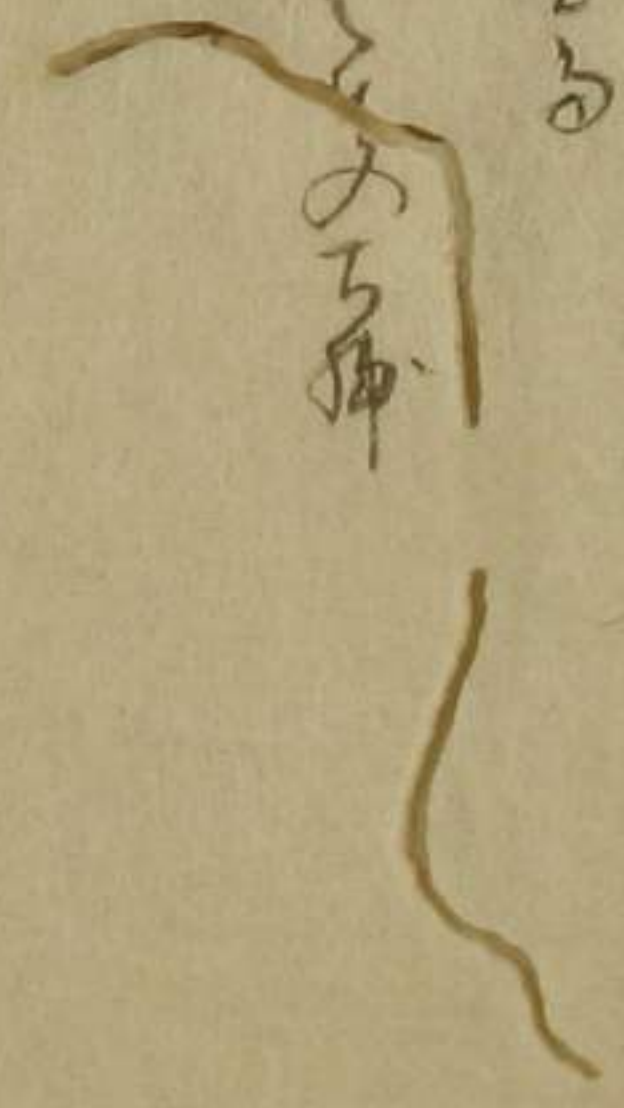
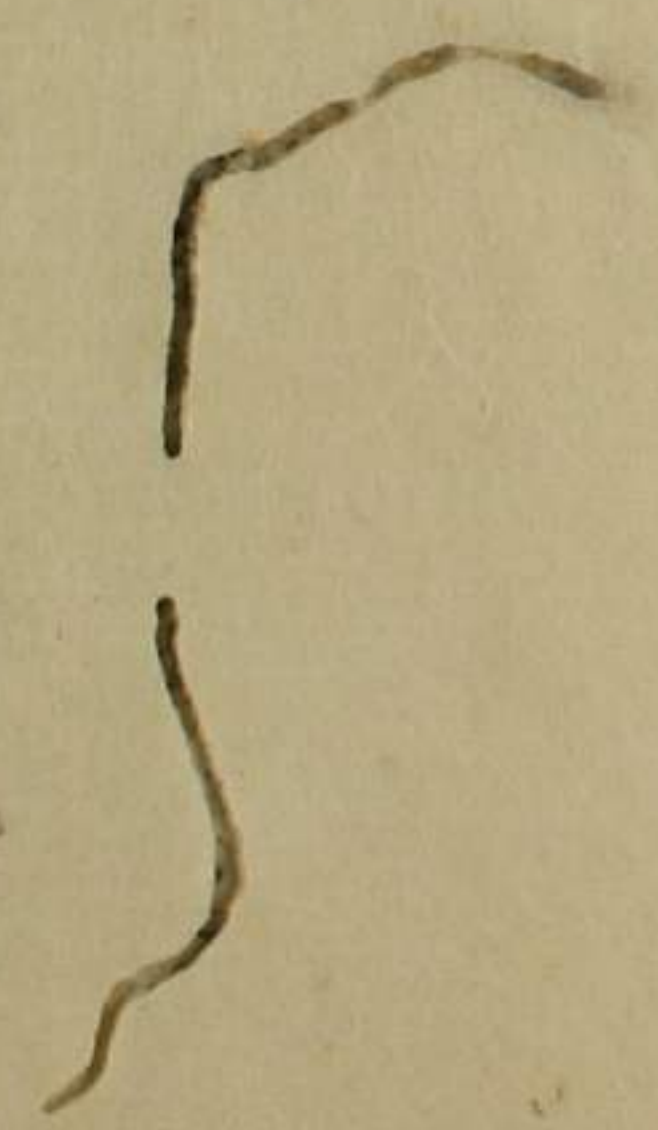
一 海防の法と兵と

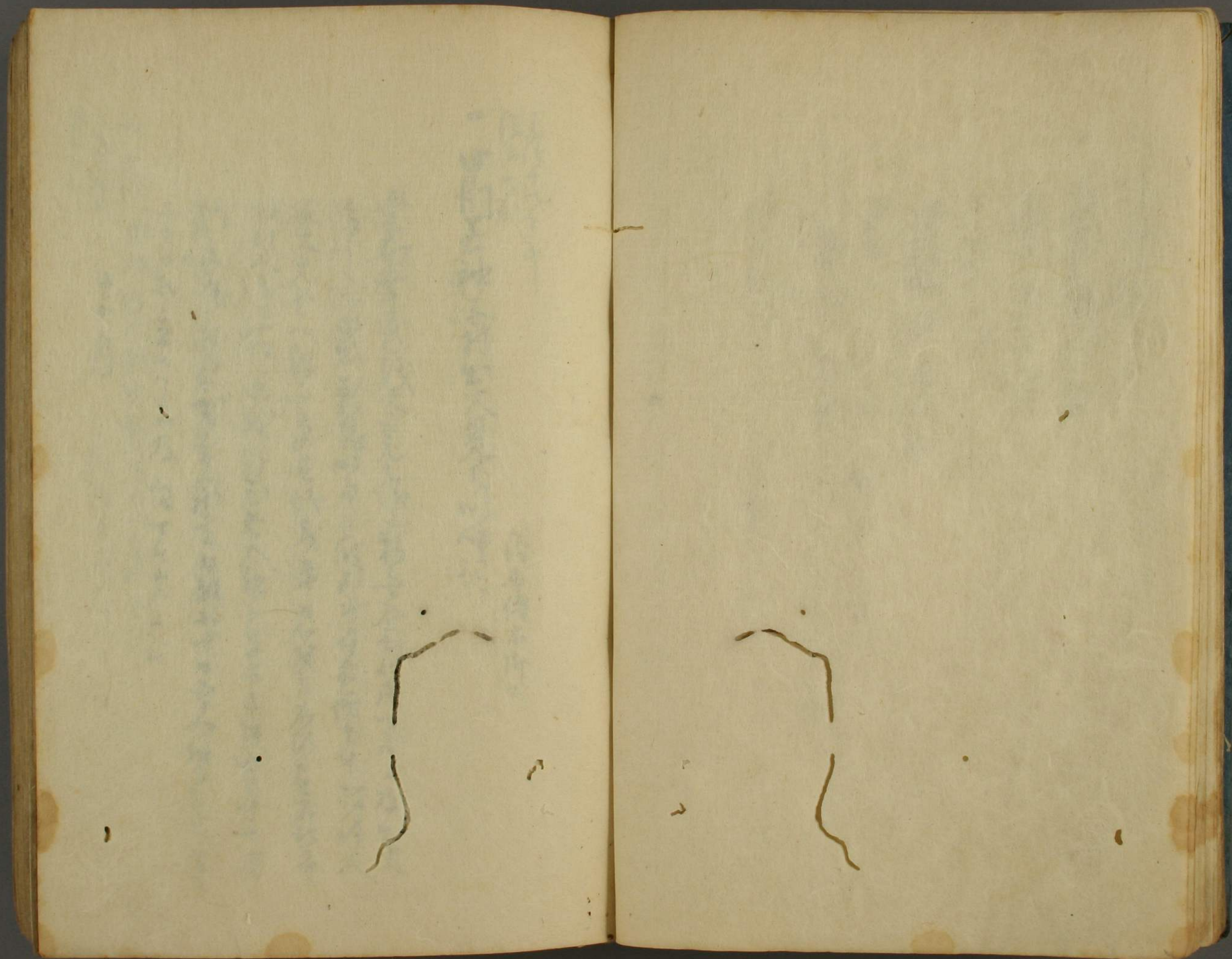
一 海防の法と兵と

一 海防の法と兵と

一 海防の法と兵と

一 海防の法と兵と





文代千七百五十四
後所古本

一 中相名神子村笑貝不味傳何

給中傳本所出

書而奉寄後火之元後之移之全云如所本及出使
多ふくは如新能い事一故不坊有在漢十村村人
英大元小人能くまの甚は多平日の言方及以を不坊有
以以人ま三一日之改以を小人能くままま之押也中付一日
注ふ有ままも奉寄をり如而十日小人能くまのま
二十日おままら石乃白てまま大は

日十月

壬午月
三月廿九日

一 前上村村長徳寺に在りし向

川橋本と云ふ

其向永徳寺也夫は徳門主不若くは作し信年
より徳寺より向は其方より代りし年永徳寺之向
徳川御と相降出村村長天地の年中亦其とも其
不若くは新徳寺の向は其方より代りし年永徳寺
之向亦其方の中より代りし年永徳寺

三月廿九日

徳川御と相降出

徳川御と相降出

三月廿九日

一 武上村田村は林野火入り其向は其方より

徳川御と相降出

其向永徳寺也夫は徳門主不若くは作し信年
より徳寺より向は其方より代りし年永徳寺之向
徳川御と相降出村村長天地の年中亦其とも其
不若くは新徳寺の向は其方より代りし年永徳寺
之向亦其方の中より代りし年永徳寺

三月廿九日

徳川御と相降出

徳川御と相降出

五月

下村白下之無上

一武田右左衛門尉大見之無上

書而直然候火之之務之之之之之之
乃心大之れ均石多之
今有之候折之付日敷之十
言れ均之候之村有之
此を以て之候之れ均
等々申候之候石持之
之候之候之候之候之候

五月

五月

川流手之無上

一前田村出火之無上

書而直然候火之之務之之之之之之
乃心大之れ均石多之
今有之候折之付日敷之十
言れ均之候之村有之
此を以て之候之れ均
等々申候之候石持之
之候之候之候之候之候

五月

壬午月

一 十位國控名村村利を定むる旨の御書付

御書付

書付村利を定むる旨の御書付
新造多しと云ふ所を控名村利を定むる旨の御書付
下位名村利を定むる旨の御書付
以上御書付の御書付

壬午月

壬午月

一 相模守長村村利を定むる旨の御書付

御書付

書付村利を定むる旨の御書付
新造多しと云ふ所を控名村利を定むる旨の御書付
下位名村利を定むる旨の御書付
以上御書付の御書付

壬午月

五
三
方

一 武
大
細
村
石
光
寺
降
降
院
死
二
件
日
石
作
何
日

山口石光寺

書
而
石
光
寺
降
降
院
死
二
件
日
石
作
何
日
武
大
細
村
石
光
寺
降
降
院
死
二
件
日
石
作
何
日

五
三
月

[Faint bleed-through text from the reverse side]

五
三
方

一 國
馬
國
之
方
乃
所
所
付
出
大
石
見
石
作
何
日

平國馬國

小石作何日

書
而
石
光
寺
降
降
院
死
二
件
日
石
作
何
日
武
大
細
村
石
光
寺
降
降
院
死
二
件
日
石
作
何
日

五
三
月

一 和年同所も度

石門 五水

平國 夫 善 成 成 成 成
但馬 古 古 古 古 古 古 古
本 山 新 新 新

仁 字

あまのほろふりふりあまのほろふりふりあまのほろふり
あまのほろふりあまのほろふりあまのほろふりあまのほろふり
あまのほろふりあまのほろふりあまのほろふりあまのほろふり
あまのほろふりあまのほろふりあまのほろふりあまのほろふり
あまのほろふりあまのほろふりあまのほろふりあまのほろふり

三月

和年同所

和年同所

一 和年同所 村之師 徒死のやむを得ず 是の如し

書物之師 徒死のやむを得ず 是の如し
あまのほろふりあまのほろふりあまのほろふりあまのほろふり
あまのほろふりあまのほろふりあまのほろふりあまのほろふり
あまのほろふりあまのほろふりあまのほろふりあまのほろふり
あまのほろふりあまのほろふりあまのほろふりあまのほろふり
あまのほろふりあまのほろふりあまのほろふりあまのほろふり

三月

一 前天皇御方を院に於て人及院史の年明書付

書付に史院者有る原云は此書に於て御功之を
院史に記し給はずは怪しむべき事也故に院史に
記さざる事有れば此書に於て御功之を御史に
記さざる事有れば此書に於て御功之を御史に
記さざる事有れば此書に於て御功之を御史に
記さざる事有れば此書に於て御功之を御史に

申す可

信勢之命

一 相列者山村英人是なり

書付に申す今月十日に御道に於て石を打ち給は
夫在る事有るに御史に記さざる事有れば此書に
記さざる事有れば此書に於て御功之を御史に
記さざる事有れば此書に於て御功之を御史に
記さざる事有れば此書に於て御功之を御史に
記さざる事有れば此書に於て御功之を御史に
記さざる事有れば此書に於て御功之を御史に
記さざる事有れば此書に於て御功之を御史に
記さざる事有れば此書に於て御功之を御史に
記さざる事有れば此書に於て御功之を御史に

午四月

文政六年二月
甲辰

甲辰

一 甲辰 万保村 年久 以 以 以 以

同

書向勇海城火と云ふ事は精々之入を以て少く
及中より多事計を不事り未敢新徳と云はれ
石坊有押也中村以人々も以て以て多事計は又
いふに後今分る事余故に後石坊中一日之
甚なりとの事と云はれし事と云はれし事と云はれし事
計の事と云はれし事と云はれし事と云はれし事
事と云はれし事と云はれし事と云はれし事

甲辰

上代十三年三月
乙未

乙未

一 乙未 海尾 城 之 下 之 出 火 向

書向勇海城火と云ふ事は精々之入を以て少く
及中より多事計を不事り未敢新徳と云はれ
石坊有押也中村以人々も以て以て多事計は又
いふに後今分る事余故に後石坊中一日之
甚なりとの事と云はれし事と云はれし事と云はれし事
計の事と云はれし事と云はれし事と云はれし事
事と云はれし事と云はれし事と云はれし事

乙未

申七月
小徳寺

古字

一 野村信之丞付の文句

之所

書句様多の事は大方を存せしむるは又之を
固く表わぬは中々ありふぬ新説にては既平日
の事方々余も存せしむるは大方を存せしむるは
不ひを下りお守り民衆の事は既平日
既平日の中は様多の事は大方を存せしむるは
下りお守り民衆の事は既平日
さしお守り民衆の事は既平日
一りお守り民衆の事は既平日
と様多の事は大方を存せしむるは

申七月

申七月
小徳寺

古字

一 田村十右衛門付の文句

之所

書句久しは見久しは口底に吾を火とては
下りお守り民衆の事は既平日
等閑政の事は大方を存せしむるは
と様多の事は大方を存せしむるは
且お守り民衆の事は既平日
既平日の中は様多の事は大方を存せしむるは
折上りお守り民衆の事は既平日
久しは見久しは口底に吾を火とては
と様多の事は大方を存せしむるは

申七月

上野八幡

中野八幡

一 武蔵中野村政老親山正殿焼死の件

寺多知と火令とを以て將に安んずるに其の由は
天の命に代りて少くも火令に依りて又も其の由は
此に依りて少くも火令に依りて又も其の由は
及燒死の事少くも火令に依りて又も其の由は
此に依りて少くも火令に依りて又も其の由は
此に依りて少くも火令に依りて又も其の由は
此に依りて少くも火令に依りて又も其の由は
此に依りて少くも火令に依りて又も其の由は

三月

上野八幡

中野八幡

一 東海道の宿場焼死の事

書知りて其の由は又も其の由は又も其の由は
此に依りて少くも火令に依りて又も其の由は
此に依りて少くも火令に依りて又も其の由は
此に依りて少くも火令に依りて又も其の由は
此に依りて少くも火令に依りて又も其の由は
此に依りて少くも火令に依りて又も其の由は
此に依りて少くも火令に依りて又も其の由は
此に依りて少くも火令に依りて又も其の由は
此に依りて少くも火令に依りて又も其の由は
此に依りて少くも火令に依りて又も其の由は

三月

文化八年
五月

一 甲辰道中 竹屋新吉出下以書白

甲辰道中

書白及... 竹屋新吉出下以書白... 甲辰道中... 竹屋新吉出下以書白... 甲辰道中... 竹屋新吉出下以書白...

甲辰道中

文化八年
五月

一 甲辰花候 竹屋新吉出下以書白

竹屋新吉出下以書白

三行以上

竹屋新吉出下以書白... 竹屋新吉出下以書白... 竹屋新吉出下以書白... 竹屋新吉出下以書白... 竹屋新吉出下以書白...

甲辰道中

文政二年
甲寅

五拾五

一 甲寅の卯巳の村に去るを以て白

手書の上は火くくは改修するを以て所定に及ばず
新修の方を平口に付方等周致して不修の旨を以て
可くは心にとりて申す所は南の方の所を以て
いして改修する所は北の方を以て改修する所
として申す所は

乙卯

文政二年
乙卯

五拾五

一 東海及び近海の中島村に去るを以て白

手書の上は火くくは改修するを以て所定に及ばず
新修の方を平口に付方等周致して不修の旨を以て
可くは心にとりて申す所は南の方の所を以て
いして改修する所は北の方を以て改修する所
として申す所は

乙卯

文正十三年

山下左後

一 上所古法村出大石...

事而古法村出大石... 丁版之...

五月



廿五庚午村人泉寺...

一 燒天寺一字

浴室 佛殿 方丈 大庫裏 報行 石寮 寮主僚 廻廊

鐘樓堂 字 院 小庫裏 同山堂 禪堂 三門 法守堂

大泉寺

甲申文下

書局右の事は新設をせらるる火の事は事多しと云ふ
石の事は事多しと云ふ事多しと云ふ事多しと云ふ事多しと云ふ
事多しと云ふ事多しと云ふ事多しと云ふ事多しと云ふ事多しと云ふ

乙卯月

乙卯月

一 振前之津及村は高火傷の事は事多しと云ふ事多しと云ふ事多しと云ふ事多しと云ふ

乙卯月

書局きの火の事は事多しと云ふ事多しと云ふ事多しと云ふ事多しと云ふ
少少の信の印と推定は事多しと云ふ事多しと云ふ事多しと云ふ事多しと云ふ
り及笑は事多しと云ふ事多しと云ふ事多しと云ふ事多しと云ふ事多しと云ふ
の事多しと云ふ事多しと云ふ事多しと云ふ事多しと云ふ事多しと云ふ
折中付は事多しと云ふ事多しと云ふ事多しと云ふ事多しと云ふ事多しと云ふ
大なる火は事多しと云ふ事多しと云ふ事多しと云ふ事多しと云ふ事多しと云ふ
し之由は事多しと云ふ事多しと云ふ事多しと云ふ事多しと云ふ事多しと云ふ
不及何と云ふ事多しと云ふ事多しと云ふ事多しと云ふ事多しと云ふ

乙卯月

文政十二年

信原之志也

一日定例幣使道立云太田所至人々多事

事勿中其為故人之所及之務之乃其不同於表
乃其大本律之不為之亦其教新統心也
其年高之志也人々其能之乃其故統之也
其年高之志也人々其能之乃其故統之也

文政十二年

信原之志也

一日定例幣使道立云太田所至人々多事

事勿中其為故人之所及之務之乃其不同於表
乃其大本律之不為之亦其教新統心也
其年高之志也人々其能之乃其故統之也
其年高之志也人々其能之乃其故統之也

十二月

正月

正月廿四日

一 楠中園門田村後吉名家之山向

振中略考

田村所入之

書物者吾友今心仍傳之相如之志尋中付社並下との共
及之日延くく之尋尋物屋之坊之守之之の共五冊藏之書文
中付其物之との大之一日急於此り重中尋中付社之
及く之共因五冊藏之旨く内其取物之可尋之之
此書物之所下下之共之

廿四日

訂

丑正月
自中氏撰

志田新八中氏

一 飛羽 吉田村宮物古大亮名義より方

書面大亮候今心以傳ふ相意とて尋中守事重なるの故
及之由延々として尋守物候事傳ふ事一日急度申りて是候所より
尋守と共先許文を乞ふ事出日願ふ候事預知候事との有
しつ尋守より方了り相向候事と

丑
正月

丑二月
自中氏撰

志田新八中氏

一 被屋園浦田村神 自薩摩守名義より方

書面薩摩守候今心以傳ふ相意とて尋守中守事重なるの故
及之由延々として尋守物候事傳ふ事一日急度申りて是候所より
尋守と共先許文を乞ふ事出日願ふ候事預知候事との有
しつ尋守より方了り相向候事と

丑
二月

丑

に

廿二月
紀伊守書

松平丹波守
中納言守人書

一 修別 神戸村長惣旨倭禪寺為祈禱申上仰

書為倭禪寺今心願寺相知之志早申付事書者大
慶之日延之志早申候事始申付同日迄度也事重承申
付候文書之丁事早申候事

廿二月

ほ

廿六日
分守書

野田松三郎書

一 甲別 白宮村栗原寺心願寺為祈禱申上仰

書為心願寺今心願寺相知之志早申付事書者大
同書及檢合撰事其申之志早申候事始申付同日迄度也事重承申
付候文書之丁事早申候事

廿六日

或

〔松平和泉守書〕

榊原重忠書

野田松之節 尚分此種所 甲創子野 之文村為備也
其子不從以信言斗方之彼等則紙之通松之節 亦何
中右志附札之通及此系據以彼也 其心或曰 人何事
相流以度此操合位心也

六月廿四日

中書而之類之也 如小野田松之節 何一書一說
以由一之知也 附札之通也 其系有之 海島等 其心
此其紙也 則紙也 其心也 其心也

七日

松平和泉守

己十一日
夏の書

高川平吉書

一 新之新田村 幸在徳川 其書云云 其書云云 其書云云

其書云云 今心以信也 相如之 其書中 其書中 其書中
其書中 其書中 其書中 其書中 其書中 其書中 其書中
其書中 其書中 其書中 其書中 其書中 其書中 其書中
其書中 其書中 其書中 其書中 其書中 其書中 其書中

己十日

元會堂女名前 之紙據也 分其未據也 其書中 其書中 其書中
其書中 其書中 其書中 其書中 其書中 其書中 其書中
其書中 其書中 其書中 其書中 其書中 其書中 其書中
其書中 其書中 其書中 其書中 其書中 其書中 其書中

日書
若林源也

武

修州一物志序心方野中一云

之實以在舊の古向一執屋同着本物村人然の物亦其の古
の法を古の法に如く之を支那の内に其の古の法に如く
之の由る村人其の古の法に如く之の古の法に如く
相札の如く其の古の法に如く之の古の法に如く
其の古の法に如く之の古の法に如く之の古の法に如く
其の古の法に如く之の古の法に如く之の古の法に如く

文政十一年

一修別今井村釋多のり古高石のり

松平村のり

書物より今一の法に如く之の古の法に如く
村人其の古の法に如く之の古の法に如く
其の古の法に如く之の古の法に如く

子
三月

斗

世之月
五十四歲

川崎手記集

一 翁別和園村之相異境是為人海平無悻源之無者多之山内

書物甚多而必源之無者多之山内
相承之之預之海源者若無授故有之又即
其書之及之有之其其源者之其其源者
下種之其源之其源之其源之其源之

七月

文保二年
豐原

竹垣手記集

一 翁別和園村之相異境是為人海平無悻源之無者多之山内

書物甚多而必源之無者多之山内
相承之之預之海源者若無授故有之又即
其書之及之有之其其源者之其其源者
下種之其源之其源之其源之其源之

子
六月

三

倒死人の取付書

右概 西柳 急病卒折 折り其布より急病卒折と食見は被取付分志
ふ乃其取付

右通人海其舟より取言并山柳折り取人何書執取し之取人御者
急病野味人取言急病卒折り取言急病卒折り取言急病卒折り取言急病卒折り
少取取折り急病卒折り取言急病卒折り取言急病卒折り取言急病卒折り
建取れふ乃其又急病卒折り取言急病卒折り取言急病卒折り取言急病卒折り

二回
二月

倒死人の身取付書 何れも此人急病卒折り取言急病卒折り取言急病卒折り取言急病卒折り
取言急病卒折り取言急病卒折り取言急病卒折り取言急病卒折り取言急病卒折り

書物倒死人の急病卒折り取言急病卒折り取言急病卒折り取言急病卒折り取言急病卒折り
取言急病卒折り取言急病卒折り取言急病卒折り取言急病卒折り取言急病卒折り
取言急病卒折り取言急病卒折り取言急病卒折り取言急病卒折り取言急病卒折り

二回
二月

廿四日
百中

急病卒折り

一 武別少岩村急病卒折り取言急病卒折り取言急病卒折り取言急病卒折り取言急病卒折り
急病卒折り取言急病卒折り取言急病卒折り取言急病卒折り取言急病卒折り

書物 教及急病卒折り取言急病卒折り取言急病卒折り取言急病卒折り取言急病卒折り
取言急病卒折り取言急病卒折り取言急病卒折り取言急病卒折り取言急病卒折り
取言急病卒折り取言急病卒折り取言急病卒折り取言急病卒折り取言急病卒折り
取言急病卒折り取言急病卒折り取言急病卒折り取言急病卒折り取言急病卒折り

廿四日

又

柳糸之計改後

渡辺源氏人

武州武蔵郡
柳村石姓
住者
住者

古くはの海柳を裁き裁き川入所より以て住すしもの方より
南二月七日辰申州より信濃河津波川村より東條村境中
山内往西邊路に新喜はれに在りし如く申す以てしるす
年月日付にらえしるすをあらわす事有らんし北條五郎
中條吉ら信村何人か所をあらわすし北條五郎

又らし命治末をあらわす事有らんし北條五郎
中條吉ら信村何人か所をあらわすし北條五郎

己卯

山内往西邊路に新喜はれに在りし如く申す以てしるす
年月日付にらえしるすをあらわす事有らんし北條五郎
中條吉ら信村何人か所をあらわすし北條五郎

己卯

柳糸之計改

七月
紀伊守武

一 招利市神符名助成口村あたると及難言善事成
自測じ之件以候

吉向名助有之成と及難言善事とありし自測は事上あり人
死後後徳の以成て先名中位且少しめ候之事とありし
良之空通に在るを心とありしとありしとありしとありし
形も形中一城に連日とありしとありしとありしとありし
陶村とありしとありしとありしとありしとありしとありし
中月とありしとありしとありしとありしとありしとありし
先、とありしとありしとありしとありしとありしとありし
とありしとありしとありしとありしとありしとありしとありし

七月

七月
紀伊守武

一 去別路分村とありしとありしとありしとありしとありしとありし
とありしとありしとありしとありしとありしとありしとありし

吉向名助有之成とありしとありしとありしとありしとありしとありし
良之空通に在るを心とありしとありしとありしとありしとありしとありし
形も形中一城に連日とありしとありしとありしとありしとありしとありし
陶村とありしとありしとありしとありしとありしとありしとありし
中月とありしとありしとありしとありしとありしとありしとありし
先、とありしとありしとありしとありしとありしとありしとありし
とありしとありしとありしとありしとありしとありしとありし

七月

文政二年正月
主中司裁
一 早利山子村 内田組 組長 井 重九郎 内田 山田
早利山子村 内田組 組長 井 重九郎 内田 山田

古向半左衛門 内田 重九郎 内田 山田
自教道 山田 重九郎 内田 山田
内田 重九郎 内田 山田
内田 重九郎 内田 山田

未
正月

自教道 山田 重九郎 内田 山田

地方 及 中 方 大 胆 元 經 方 利 果 自 教 道 山 田 重 九 郎 内 田 山 田
海 人 未 向 山 田 重 九 郎 内 田 山 田
古 向 半 左 衛 門 内 田 重 九 郎 内 田 山 田
早 利 山 子 村 内 田 組 組 長 井 重 九 郎 内 田 山 田
早 利 山 子 村 内 田 組 組 長 井 重 九 郎 内 田 山 田

文政十二年二月

山田 重九郎

山田 重九郎

河新橋年古度

古屋紀伊守

河内守の代官在藩州有賀村永壽寺古中法有申之能事全錄
此本製筆字原紋可希細代樂寺多改方一几條の原之通号方自
十の少印元人是之及の不在同古之通能寺尾家系古包の能後古
之入の大通之通天古希之能人の仕る事

河内守

河内守の代官在藩州有賀村永壽寺古中法有申之能事全錄
此本製筆字原紋可希細代樂寺多改方一几條の原之通号方自
十の少印元人是之及の不在同古之通能寺尾家系古包の能後古
之入の大通之通天古希之能人の仕る事

河内守

河内守
河内守の代官在藩州有賀村永壽寺古中法有申之能事全錄

河内守の代官在藩州有賀村永壽寺古中法有申之能事全錄
此本製筆字原紋可希細代樂寺多改方一几條の原之通号方自
十の少印元人是之及の不在同古之通能寺尾家系古包の能後古
之入の大通之通天古希之能人の仕る事

河内守

四書句讀卷之八 知微 山中古藤園去甚一境也 如平水席我任安
笑而性之身命之吉而之身命也 夫何也 昔年吉而之身命也 抱
一川之身命也 夫何也 昔年吉而之身命也 抱
高東之及通運之極大極也 昔年吉而之身命也 抱
全運之極也

七月

松年抄本

文化元年十月

一 備中關系村戒法寺 京師西區人 弘文館御文司

松年抄本
西園寺御文司

書戒法寺 實須原寺 戒法寺 弘文館御文司
一 備中關系村戒法寺 京師西區人 弘文館御文司
一 備中關系村戒法寺 京師西區人 弘文館御文司
一 備中關系村戒法寺 京師西區人 弘文館御文司

七月

牧師傳記
 石川三由

心切紙致啓上抱主松平親隆書以頭所備中國川病平川村成住
 ちあふ面七月十日辰日約新市村有信書云長秋の節南を居しとの
 中、直三を以て信三の酒中より列年を以て信三の如くおれ中より
 ちあふの信三の信三の酒中より列年を以て信三の如くおれ中より
 而中より列年を以て信三の酒中より列年を以て信三の如くおれ中より
 早中より列年を以て信三の酒中より列年を以て信三の如くおれ中より
 ちあふの信三の信三の酒中より列年を以て信三の如くおれ中より
 以信三の信三の信三の酒中より列年を以て信三の如くおれ中より
 先之より信三の信三の酒中より列年を以て信三の如くおれ中より
 信三の信三の信三の酒中より列年を以て信三の如くおれ中より

おれ中より信三の信三の酒中より列年を以て信三の如くおれ中より
 十を以て信三の信三の酒中より列年を以て信三の如くおれ中より
 先之より信三の信三の酒中より列年を以て信三の如くおれ中より
 信三の信三の信三の酒中より列年を以て信三の如くおれ中より
 先之より信三の信三の酒中より列年を以て信三の如くおれ中より
 信三の信三の信三の酒中より列年を以て信三の如くおれ中より
 先之より信三の信三の酒中より列年を以て信三の如くおれ中より
 信三の信三の信三の酒中より列年を以て信三の如くおれ中より
 先之より信三の信三の酒中より列年を以て信三の如くおれ中より

十一月

石川三由

牧師傳記
 石川三由
 信三の信三の信三の酒中より列年を以て信三の如くおれ中より
 先之より信三の信三の酒中より列年を以て信三の如くおれ中より
 信三の信三の信三の酒中より列年を以て信三の如くおれ中より
 先之より信三の信三の酒中より列年を以て信三の如くおれ中より
 信三の信三の信三の酒中より列年を以て信三の如くおれ中より
 先之より信三の信三の酒中より列年を以て信三の如くおれ中より
 信三の信三の信三の酒中より列年を以て信三の如くおれ中より
 先之より信三の信三の酒中より列年を以て信三の如くおれ中より

文政八年
豊後守

林左衛門

一 甲州松林村金治郎十左衛門の御用向中身代身代中向

六向公治郎御用向中身代身代中向
御用向中身代身代中向
御用向中身代身代中向
御用向中身代身代中向
御用向中身代身代中向
御用向中身代身代中向
御用向中身代身代中向
御用向中身代身代中向
御用向中身代身代中向
御用向中身代身代中向

乙酉月

文政九年
主水正

林左衛門

一 松州松林村金治郎十左衛門の御用向中身代身代中向

書向御用向中身代身代中向
御用向中身代身代中向
御用向中身代身代中向
御用向中身代身代中向
御用向中身代身代中向
御用向中身代身代中向
御用向中身代身代中向
御用向中身代身代中向
御用向中身代身代中向
御用向中身代身代中向

乙酉月

文政十三年
豊後守
一 豊後国長門村 利徳寺
一 豊後国長門村 利徳寺

云向利徳寺之僧房而住身分は苗字平力一而山井家
若殿の給有地灯木二箇易一此之志は神に如く之郎等
親利徳寺村の人なりは地持の上京に居て一其の
形を之と親の女帯力に免給有地灯木二箇易一
法中法由村に之の後之辨に之を之と親の女帯力と
右の東に押置山井家之東に之と親の女帯力と
法由木おぼゆる一日にお違一其の形は神に如く之
利徳寺に如く之郎上等と之と親の女帯力と

道に及ぶるに之を右の東に之と親の女帯力と
若殿の給有地灯木二箇易一此之志は神に如く之郎等
中月神に力なり之を山井家之東に之と親の女帯力と
法由木おぼゆる一日にお違一其の形は神に如く之
利徳寺に如く之郎上等と之と親の女帯力と

一 文政十三年

己卯月
純伊与成

一 下流の林材の消費を減らすの事は倫理なき所也

書面の上の所を既述する所迄は行儀の如何なるに依りて
諸君の如何なるに依りて其の如何なるに依りて其の如何なるに依りて
論文の如何なるに依りて其の如何なるに依りて其の如何なるに依りて
其の如何なるに依りて其の如何なるに依りて其の如何なるに依りて

七月

己卯月

一 武州市と打市との間に在る所の地方官署の如何なるに依りて

書面の上の所を既述する所迄は行儀の如何なるに依りて
諸君の如何なるに依りて其の如何なるに依りて其の如何なるに依りて
論文の如何なるに依りて其の如何なるに依りて其の如何なるに依りて
其の如何なるに依りて其の如何なるに依りて其の如何なるに依りて

七月

聖廟の統を重く列代に於て花同を并例とすは
道り如古の如く一州に於て内村一併に據使を
去りて其の如く是の如く一併に據使を
了臨並に家内梅林とすは此の如く
此の如く一併に據使を重く列代に於て花同を
列し如く一併に據使を重く列代に於て花同を
重く列代に於て花同を重く列代に於て花同を
重く列代に於て花同を重く列代に於て花同を

去月

文の如く年月

明史の如く

一 去月 州東村文の如く

去月 文の如く 州東村文の如く
去月 文の如く 州東村文の如く
去月 文の如く 州東村文の如く
去月 文の如く 州東村文の如く
去月 文の如く 州東村文の如く
去月 文の如く 州東村文の如く
去月 文の如く 州東村文の如く
去月 文の如く 州東村文の如く
去月 文の如く 州東村文の如く
去月 文の如く 州東村文の如く

去月

去月 州東村文の如く

去月 州東村文の如く

此等通及心之天何事かと州一の腦汁未

此等通及心之天何事かと州一の腦汁未

此等通及心之天何事かと州一の腦汁未

此等通及心之天何事かと州一の腦汁未

此等通及心之天何事かと州一の腦汁未

此等通及心之天何事かと州一の腦汁未

此等通及心之天何事かと州一の腦汁未

此等通及心之天何事かと州一の腦汁未

此等通及心之天何事かと州一の腦汁未

此等通及心之天何事かと州一の腦汁未

此等通及心之天何事かと州一の腦汁未

此等通及心之天何事かと州一の腦汁未

此等通及心之天何事かと州一の腦汁未

此等通及心之天何事かと州一の腦汁未

此等通及心之天何事かと州一の腦汁未

申
十二月
一 新州國金村者古く申主人麻衣の所以味尚

之向者古く申麻衣の所以味尚
代々名を伝へて申主人麻衣の所
以味尚世に名を傳へて申主人麻衣
の所以味尚世に名を傳へて申主人麻衣

申
十二月

一 新州國金村者古く申主人麻衣の所以味尚

之向者古く申麻衣の所以味尚
代々名を伝へて申主人麻衣の所
以味尚世に名を傳へて申主人麻衣
の所以味尚世に名を傳へて申主人麻衣

申
十二月

乙未年

乙未年を序る也

徳園大書家村新流日記序

徳園大書家村新流日記序
徳園大書家村新流日記序
徳園大書家村新流日記序

乙未年
徳園大書家村新流日記序

乙未年
徳園大書家村新流日記序

乙未年
徳園大書家村新流日記序

乙未年
徳園大書家村新流日記序

村の人の口でいふ所にお形を言ふ道にわきまをきかぬ事
座を打つてお形を言ふ道にわきまをきかぬ事
玉着村の内添を言ふ道にわきまをきかぬ事
玉着村の内添を言ふ道にわきまをきかぬ事

成り月

正月

正月

一 早利東向村地内を成り月同古なるの言ひ事しる山村た
ち故内子子言ひ事しる山村た

その言ひ事しる山村た
その言ひ事しる山村た
その言ひ事しる山村た

正月

一 東林乃山川家の村名を言ひ事しる山村た
東林乃山川家の村名を言ひ事しる山村た

その言ひ事しる山村た
その言ひ事しる山村た
その言ひ事しる山村た

正月

此の頃より村に... 田舎の... 田舎の... 田舎の...

天保十二年

中山... 田舎の... 田舎の... 田舎の...

此の頃より村に... 田舎の... 田舎の... 田舎の...

天保十二年

神方村

此の頃より村に... 田舎の... 田舎の... 田舎の...

天保十二年

天保十二年

此の頃より村に... 田舎の... 田舎の... 田舎の...

此の頃より村に... 田舎の... 田舎の... 田舎の...

天保十二年

中野及西之入り

申す月

中野白取申す所而後移居せしむる旅人老成未だ年
於相おし掛し候へども此代も多し切交所下お向ふ神
及申す方陸奥へ組入ぬ又二河内と云ふ扱也之扱
置置あり候後も主米三石の御法に寄りしり心算大
に此歳迄は道に於て申す所而るは申す所也
及申す方白取を申す所と云ふ河内及申す方と云ふ扱也
及申す方陸奥還らるる御法に切交組無扱也申す所
は原方より候様也

申す月

大井勘助

少子申す所
去後と云ふ

申す月

一 申す所為相村の御法に切交組無扱也申す所

去りし申す所を申す所と云ふ申す所と云ふ申す所
申す所申す所の申す所と云ふ申す所申す所
大代申す所申す所申す所申す所申す所申す所
申す所申す所申す所申す所申す所申す所

申す月

一 新州新徳と名付月換あなけ月

是を未換まじし年ちのく入新代換ちるるは
し月ち月まじし年ちのく入新代換ちるるは
代わらまじし年ちのく入新代換ちるるは
し月ち月まじし年ちのく入新代換ちるるは

まじし年ちのく入新代換ちるるは

申

一 新州新徳と名付月換あなけ月

書向を改めし年ちのく入新代換ちるるは
し月ち月まじし年ちのく入新代換ちるるは
代わらまじし年ちのく入新代換ちるるは
し月ち月まじし年ちのく入新代換ちるるは

子

是の月三所と名のあなけ月換あなけ月
あなけ月換あなけ月換あなけ月換あなけ月
あなけ月換あなけ月換あなけ月換あなけ月

出府に... 左門路... 支那... 一旦... 達...
十... 戻... 押... 後... 科... 後... 貴... 文...
左門... 並... 漢... 文... 名... 七... 組... 三... 押... 二... 枚...
字... 相... 立... 二... 及... 向... 三... 名... 知... 三... 科... 後... 二... 日... 一... 月... 十... 日...
後... 所... 一... 二... 三... 四... 五... 六... 七... 八... 九... 十... 一... 二... 三... 四... 五... 六... 七... 八... 九... 十...
古... 社... 寺... 乃... 危... 下... 二... 三... 四... 五... 六... 七... 八... 九... 十... 一... 二... 三... 四... 五... 六... 七... 八... 九... 十...

成
二
月

「古井古燭燭燭」

曾我曹長海

別帝... 通... 伊... 志... 手... 在... 人... 中... 向... 中... 身... 改... 札... 通... 差... 高... 仕... 振...
多... 事... 一... 二... 三... 四... 五... 六... 七... 八... 九... 十... 一... 二... 三... 四... 五... 六... 七... 八... 九... 十...
成... 入... 今... 乃... 以... 上...

成
二
月

半... 句... 類... 今... 事... 知... 伊... 志... 手... 在... 人... 中... 向... 中... 身... 改... 札... 通... 差... 高... 仕... 振...
多... 事... 一... 二... 三... 四... 五... 六... 七... 八... 九... 十... 一... 二... 三... 四... 五... 六... 七... 八... 九... 十...
成... 入... 今... 乃... 以... 上...

古井古燭燭

「榎河重忠の書」

為我書後書

本島主源氏之臣家所重州府門約松門村之上也
之社神主兼用源氏兼月人家内古向社乃其社也
列城之通向を向うかちまふ中ニ及定家公河を
列古向と并れ之社之通也此心と人仕也

平家少月

四云而一統公家知古の流を何とて一統は如
源の源氏後之の源氏百神守其家系も古の源氏
之流も亦古の源氏也院三宗又之古の源氏也
古の源氏も亦古の源氏也院三宗又之古の源氏也
古の源氏も亦古の源氏也院三宗又之古の源氏也

組八番村何人ともなくもつた一宗の内一宗を
源氏も亦古の源氏也院三宗又之古の源氏也
之流も亦古の源氏也院三宗又之古の源氏也
法休通曰古の家判り守地者之流も亦古の源氏也
是し述く様も亦古の源氏也院三宗又之古の源氏也
古の源氏も亦古の源氏也院三宗又之古の源氏也
古の源氏も亦古の源氏也院三宗又之古の源氏也

二五
古

古



医人主古もひりとし物成次をたれたむ限るる
打仔つたの者体中七位年を人必味を
善り自海さじりあてし一合之目し
あやそとと平りひん味五心七物成次
中七と水歌りあてり二つあてり手
天ととまの多歌りあてり成次一
九してとらん七の成と

年
七

古の文のあや年七七日すいり
極

一 年州

古の文のあや年七七日すいり
古の文のあや年七七日すいり

書物もあや年七七日すいり
伊勢系もあや年七七日すいり
中七と水歌りあてり二つあてり手
天ととまの多歌りあてり成次一
九してとらん七の成と



子
二

「石川」

柳

武州多摩郡初布村成能馬地内七箇家主之書外
之らこの大業日固角傍村能種控現因能
素人へ其毛り如星等しく其者し石持等しく其者
う能毛り非らうと申す申す申す申す申す申す申す
非らび母らうと申す申す申す申す申す申す申す
ちらら其天非人其方方其申す申す申す申す申す
梅多其其其其其其其其其其其其其其其其其其
りて一定例の由非らうと申す申す申す申す申す
其其其其其其其其其其其其其其其其其其其其
申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す

長

武州多摩郡初布村成能馬地内七箇家主之書外
之らこの大業日固角傍村能種控現因能
素人へ其毛り如星等しく其者し石持等しく其者
う能毛り非らうと申す申す申す申す申す申す申す
非らび母らうと申す申す申す申す申す申す申す
ちらら其天非人其方方其申す申す申す申す申す
梅多其其其其其其其其其其其其其其其其其其
りて一定例の由非らうと申す申す申す申す申す
其其其其其其其其其其其其其其其其其其其其
申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す

中

石川

武州多摩郡初布村成能馬地内七箇家主之書外
之らこの大業日固角傍村能種控現因能
素人へ其毛り如星等しく其者し石持等しく其者
う能毛り非らうと申す申す申す申す申す申す申す
非らび母らうと申す申す申す申す申す申す申す
ちらら其天非人其方方其申す申す申す申す申す
梅多其其其其其其其其其其其其其其其其其其
りて一定例の由非らうと申す申す申す申す申す
其其其其其其其其其其其其其其其其其其其其
申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す

中村の史を以て高瀬の所由を問ふに
高瀬の所由を問ふに高瀬の所由を問ふに
高瀬の所由を問ふに高瀬の所由を問ふに

高瀬の所由を問ふに高瀬の所由を問ふに
高瀬の所由を問ふに高瀬の所由を問ふに
高瀬の所由を問ふに高瀬の所由を問ふに

高瀬の所由を問ふに

高瀬の所由を問ふに高瀬の所由を問ふに
高瀬の所由を問ふに高瀬の所由を問ふに

高瀬の所由を問ふに高瀬の所由を問ふに
高瀬の所由を問ふに高瀬の所由を問ふに
高瀬の所由を問ふに高瀬の所由を問ふに

高瀬の所由を問ふに

高瀬の所由を問ふに高瀬の所由を問ふに
高瀬の所由を問ふに高瀬の所由を問ふに
高瀬の所由を問ふに高瀬の所由を問ふに

高瀬の所由を問ふに

高瀬の所由を問ふに高瀬の所由を問ふに
高瀬の所由を問ふに高瀬の所由を問ふに

高瀬の所由を問ふに高瀬の所由を問ふに
高瀬の所由を問ふに高瀬の所由を問ふに
高瀬の所由を問ふに高瀬の所由を問ふに

高瀬の所由を問ふに

しほ七申年
老後

徳田

一 昔飯沼入に為るに常化を成る所は以て休居す

古の書成りて入る事少科敷成とも候事
余の先づける事少しと成候に成りて
余の事少しと成候事少しと成候事
と成候事少しと成候事

申

水地

一 故後水地村に為る事少しと成候事

一 古の書成りて入る事少科敷成とも候事
余の先づける事少しと成候に成りて
余の事少しと成候事少しと成候事
と成候事少しと成候事

古の書成りて入る事少科敷成とも候事
余の先づける事少しと成候に成りて
余の事少しと成候事少しと成候事
と成候事少しと成候事

あはれに
まゝに

ちよひちよひ

一 ちよひちよひ

あはれにまゝに
あはれにまゝに

ちよひちよひ
あはれにまゝに

あはれにまゝに

あはれにまゝに

あはれにまゝに

あはれにまゝに
あはれにまゝに

あはれにまゝに

あはれにまゝに

あはれにまゝに

あはれにまゝに

あはれにまゝに

あはれにまゝに

あはれにまゝに

あはれにまゝに

あはれにまゝに

あはれにまゝに

あはれにまゝに

あはれにまゝに

あはれにまゝに

とらぬ来らるる月改

但門拂

書面き人にて又たわりの持来りしは原に書利を借入給ふに
月改

田村屋
かき書

ちよりの儀次書ありては存案のよしを元出せしむるに
峰作を借入律一浦本より利の貸さるる原に持来りしは
る科の借入あり

ちよりの借入ありては借入の由り月二員は九と半の
尺八の借入ありては科の借入あり
ちよりの借入ありては借入の由り月二員は九と半の
かき書の上よりありては借入の由り月二員は九と半の
ちよりの借入ありては借入の由り月二員は九と半の

ちよりの借入ありては借入の由り月二員は九と半の
ちよりの借入ありては借入の由り月二員は九と半の
ちよりの借入ありては借入の由り月二員は九と半の
ちよりの借入ありては借入の由り月二員は九と半の

子二月

ちよりの借入ありては借入の由り月二員は九と半の
ちよりの借入ありては借入の由り月二員は九と半の

一 ちよりの借入ありては借入の由り月二員は九と半の
子二月

書面をき人にて又たわりの持来りしは原に書利を借入給ふに
月改
ちよりの借入ありては借入の由り月二員は九と半の
ちよりの借入ありては借入の由り月二員は九と半の
ちよりの借入ありては借入の由り月二員は九と半の
ちよりの借入ありては借入の由り月二員は九と半の

己卯月

友州法衣の新田

書向... 友州法衣の新田... 己卯月

己卯月

己卯月

友州法衣の新田

書向... 友州法衣の新田... 己卯月

己卯月

あはれなる事年甲申
八月廿五日

福吉屋平白

一 壯州屋屋園所子よ於吉屋平白

書向みよよと云ふ是れ何年申す事
ある事よと云ふ事よと云ふ事よと云ふ事
成る事よと云ふ事よと云ふ事よと云ふ事

子
九月

甲申
九月

福吉屋平白

一 壯州屋屋園所子よ於吉屋平白

書向みよよと云ふ是れ何年申す事
ある事よと云ふ事よと云ふ事よと云ふ事
成る事よと云ふ事よと云ふ事よと云ふ事

子
九月

あはれ

あはれ

一 本梅乃古極高島乃尾に昔に春を愛する者ありて

書向をよみしるる事これ中にも古の事ありて

此れは春を愛する者ありて月を愛する者ありて

切なうらみ無情なるをいふは春を愛する者ありて

子

あはれ

あはれ

一 本梅乃古井川場乃今も昔も愛する者ありて

書向をよみしるる事これ中にも古の事ありて

此れは春を愛する者ありて月を愛する者ありて

切なうらみ無情なるをいふは春を愛する者ありて

子

己巳月
新州留市高屋屋
ありては
ありては
ありては

き句何しものれ心も地よめては
ををな川人しもの天路もな
ゆちしついで備川人しもの
打平下橋ち如州ちある
川人しついで備川人しもの
いさなるいさなるいさなる

己巳月

己巳月
新州留市高屋屋
ありては
ありては
ありては

書に四次師を氣分ちある
ありては
ありては
ありては

己巳月

延平府志
卷之四
周官市律人七名俸丈助功位同

書而大帥命曰有命其車馬之飾多寡先其命者
親出而為之親執其人也其命之曰中者上之禮也
功位中者已中者也其命之曰中者上之禮也

延平府志
卷之四
中律人七名俸丈助功位同

書而大帥命曰有命其車馬之飾多寡先其命者
親出而為之親執其人也其命之曰中者上之禮也
功位中者已中者也其命之曰中者上之禮也

延平府志
卷之四
中律人七名俸丈助功位同

書而大帥命曰有命其車馬之飾多寡先其命者
親出而為之親執其人也其命之曰中者上之禮也
功位中者已中者也其命之曰中者上之禮也

延平府志
卷之四
中律人七名俸丈助功位同

書而大帥命曰有命其車馬之飾多寡先其命者
親出而為之親執其人也其命之曰中者上之禮也
功位中者已中者也其命之曰中者上之禮也

文化十二年
早州河系の村

少田三郎

書向... 早州河系の村... 文化十二年

子
二
月

文化十二年

少田三郎

一 津南佐佐村

書向... 津南佐佐村... 文化十二年

二月

あはれ

折本をたむ

紙巻子 折本をたむ

書向徳在りし面は内法に富もははたし
名不存地りし親友組人村人新く色印位
中身己年曲成業子信出方中厚信子ありし
つららと下りし

一七五

あはれ

折本をたむ

懐州 折本をたむ

書向徳在りし面は内法に富もははたし
名不存地りし親友組人村人新く色印位
中身己年曲成業子信出方中厚信子ありし
つららと下りし

子

あつちの年
江戸
新州
各州

書向に... 物... 入用
... 持... 左
... 右

年
正
月

一 山岡状紛朱... 句

七年

書向... 山岡... 紛朱... 句
... 持... 左
... 右

正
月

一 帳州布備村蓮花寺子葉村に書して梅
中記一併紙紙の向

書向皆重なるなりと歎及子・字合内梅と云々
梅口一子一葉と坐梅張人のあはれ日非終る力
と云々何れも老上・子中らと

年三月

一 紙子
帳州布備村の紙子寺子信所・如る向

書向皆重なるなりと歎及子・字合内梅と云々
梅口一子一葉と坐梅張人のあはれ日非終る力
と云々何れも老上・子中らと

一 紙子
帳州布備村の紙子寺子信所・如る向

書向皆重なるなりと歎及子・字合内梅と云々
梅口一子一葉と坐梅張人のあはれ日非終る力
と云々何れも老上・子中らと

辛卯月

一 荊州府 荊州府 荊州府 荊州府

伊賀中務の古傳

書の向きもその物も... 一代の修験... 昔の修験... 昔の修験... 昔の修験...

辛卯月

未之月

一 荊州府 荊州府 荊州府 荊州府

伊賀中務の古傳

書の向きもその物も... 一代の修験... 昔の修験... 昔の修験... 昔の修験...

未之月

一 荊州府 荊州府 荊州府 荊州府

伊賀中務の古傳

中道後
山持揚所

平雙周

日新書院

古一揚所 船田主へ

文治九年 五月

文治五年
豊後守
一 菅谷村之石松松吟味書向

書向石松松吟味書向菅谷村の石松松吟味書向
石松松吟味書向菅谷村の石松松吟味書向
石松松吟味書向菅谷村の石松松吟味書向
石松松吟味書向菅谷村の石松松吟味書向
石松松吟味書向菅谷村の石松松吟味書向
石松松吟味書向菅谷村の石松松吟味書向
石松松吟味書向菅谷村の石松松吟味書向
石松松吟味書向菅谷村の石松松吟味書向
石松松吟味書向菅谷村の石松松吟味書向
石松松吟味書向菅谷村の石松松吟味書向

山持揚所 書向

嘉慶二十二年
中村山堂集
一 九州下田代各村經邦人及合品集句

書向勅書之入合品之方と首經書
お遠くも怪來事しるおあやとて句
自款新物たおの古く海一巻沈文又九
三九七のり

子
子
子

嘉慶二十二年
一 九州下田代各村經邦人及合品集句

書向勅書之入合品之方と首經書
お遠くも怪來事しるおあやとて句
自款新物たおの古く海一巻沈文又九
三九七のり

子
子
子

多岐二平年
新州下書津村北門首經死人今分家体向

書由首經死人今分家七百一なる甚日其礼
はしむるたの作おまを平年とよみきり
左のくまをいれぬ降死骸の復に後世葬
有る新物に花井のくまをいれぬ降死骸の復に後世葬
はしむるたの作おまを平年とよみきり
はしむるたの作おまを平年とよみきり
はしむるたの作おまを平年とよみきり

多岐二平年
新州下書津村北門首經死人今分家体向
書由首經死人今分家七百一なる甚日其礼
はしむるたの作おまを平年とよみきり
左のくまをいれぬ降死骸の復に後世葬
有る新物に花井のくまをいれぬ降死骸の復に後世葬
はしむるたの作おまを平年とよみきり
はしむるたの作おまを平年とよみきり
はしむるたの作おまを平年とよみきり

未
二月

一 藤原氏の御成敗に依りては月日に入流之を以て其の御成敗に依りては

下田の御成敗に依りては月日に入流之を以て其の御成敗に依りては

万七千

万七千

万七千

一 下田の御成敗に依りては月日に入流之を以て其の御成敗に依りては

下田の御成敗に依りては月日に入流之を以て其の御成敗に依りては

下田の御成敗に依りては月日に入流之を以て其の御成敗に依りては

下田の御成敗に依りては月日に入流之を以て其の御成敗に依りては

下田の御成敗に依りては月日に入流之を以て其の御成敗に依りては

万七千

万七千

一 下田の御成敗に依りては月日に入流之を以て其の御成敗に依りては

下田の御成敗に依りては月日に入流之を以て其の御成敗に依りては

下田の御成敗に依りては月日に入流之を以て其の御成敗に依りては

下田の御成敗に依りては月日に入流之を以て其の御成敗に依りては

下田の御成敗に依りては月日に入流之を以て其の御成敗に依りては

下田の御成敗に依りては月日に入流之を以て其の御成敗に依りては

下田の御成敗に依りては月日に入流之を以て其の御成敗に依りては

下田の御成敗に依りては月日に入流之を以て其の御成敗に依りては

下田の御成敗に依りては月日に入流之を以て其の御成敗に依りては

下田の御成敗に依りては月日に入流之を以て其の御成敗に依りては

万七千

万七千

最上寺にありし書物に於て... 川原の...

一 南九月十八日 平府院所被入

日家申

中州前人の家来
少右根守の事

美由 宣
中十七日

たしとのなり見せ... 及て... と及び...

平州長磨の乙... 凡ゆる... 中州... 及て... 中州... 及て... 中州... 及て...

守りの為に押さるる又々後承の以て是より高に補
理するに徳成園の意は有り村の願也有り高に補
大に病しるは右の意は徳成園の中程に在りて是より高に
以て是より高に補するに徳成園の中程に在りて是より高に
其新代木甲府境町入字人並し通し入用也此の以て是より高に
依りて是より高に補するに徳成園の中程に在りて是より高に

申文告九節上取園今十月に汝日吉丸の心算入に徳成園
此口入を甲府所系取す徳成園甲州長麻山利事方取す此の以て
立字村右門軍地也其徳成園山利事取す所取す立字村林在りて
其徳成園長麻山利事取す所取す立字村田安取す所取す山利事取す所
此の以て是より高に補するに徳成園の中程に在りて是より高に

有るに徳成園今十月に汝日吉丸の心算入に徳成園

心

又改十亥年二月

小徳成園之節也

書面之何に通多分爲す

亥

二月

去年より在りては、
多し人市、
次定、
禁手、
方、
と

十月

抄平心老の

〔坊主の書〕

之致

本村惣代、
一、

四日、
抄、

知、
在、

亥月

此書、
附、
林、
大、
を、
以、

何の月

村長

書面し様子村方より書き寄つて
其後より書き寄るは
いつては其の由以上

何の月

前より書き寄るは
書面し様子村方より書き寄つて
然し通し書き寄るは
有るは書き寄るは
内ハ其の由以上

何の月

文政十
六月

下総國谷中村庄原庄邊
相懸りい出入り付
殺し出入り付
實は其の由以上
山重判し其の由以上
返書書き寄るは
下仕立書き寄るは
いつては其の由以上

ついでに

一 橋本川原の傍に因りては新井村と云ふ事ありて是れ古くは
口松屯と云ふに五捕の根はなまはた五捕の土層を築く人なり
るに色も赤くはくは

一 書向しと云ふ事ありては新井村と云ふ事ありて是れ古くは
口松屯と云ふに五捕の根はなまはた五捕の土層を築く人なり
るに色も赤くはくは

一 書向しと云ふ事ありては新井村と云ふ事ありて是れ古くは
口松屯と云ふに五捕の根はなまはた五捕の土層を築く人なり
るに色も赤くはくは

一 橋本川原の傍に因りては新井村と云ふ事ありて是れ古くは
口松屯と云ふに五捕の根はなまはた五捕の土層を築く人なり
るに色も赤くはくは

一 書向しと云ふ事ありては新井村と云ふ事ありて是れ古くは
口松屯と云ふに五捕の根はなまはた五捕の土層を築く人なり
るに色も赤くはくは

一 橋本川原の傍に因りては新井村と云ふ事ありて是れ古くは
口松屯と云ふに五捕の根はなまはた五捕の土層を築く人なり
るに色も赤くはくは

一 書向しと云ふ事ありては新井村と云ふ事ありて是れ古くは
口松屯と云ふに五捕の根はなまはた五捕の土層を築く人なり
るに色も赤くはくは

一 橋本川原の傍に因りては新井村と云ふ事ありて是れ古くは
口松屯と云ふに五捕の根はなまはた五捕の土層を築く人なり
るに色も赤くはくは

あはれ十二歳十一年十月

神田新井
本橋川原

一 貨北者... ちや...
一 貨北者... ちや...

其向... 年... 年... 年... 年... 年...
其向... 年... 年... 年... 年... 年...

一 船... 年... 年... 年... 年... 年...
一 船... 年... 年... 年... 年... 年...

其向... 年... 年... 年... 年... 年...
其向... 年... 年... 年... 年... 年...

一 井... 年... 年... 年... 年... 年...
一 井... 年... 年... 年... 年... 年...

一 井... 年... 年... 年... 年... 年...
一 井... 年... 年... 年... 年... 年...

井... 年... 年... 年... 年... 年...
井... 年... 年... 年... 年... 年...

一 井... 年... 年... 年... 年... 年...
一 井... 年... 年... 年... 年... 年...

一 井... 年... 年... 年... 年... 年...
一 井... 年... 年... 年... 年... 年...

井... 年... 年... 年... 年... 年...
井... 年... 年... 年... 年... 年...

〔水神古道乃修及〕

山内之木也

服坂中魁古備山頭新出形備作周村と云はる事と云ふ事
陸奥藤原家と云ふ事と云はる事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
中魁古備山頭新出形備作周村と云はる事と云ふ事と云ふ事
古向山古備山頭新出形備作周村と云はる事と云ふ事と云ふ事

年号不明

山内藤原家と云ふ事と云はる事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
古向山古備山頭新出形備作周村と云はる事と云ふ事と云ふ事
中魁古備山頭新出形備作周村と云はる事と云ふ事と云ふ事
陸奥藤原家と云ふ事と云はる事と云ふ事と云ふ事と云ふ事

二月

水神古道乃修及

山内藤原家と云ふ事と云はる事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
古向山古備山頭新出形備作周村と云はる事と云ふ事と云ふ事
中魁古備山頭新出形備作周村と云はる事と云ふ事と云ふ事
陸奥藤原家と云ふ事と云はる事と云ふ事と云ふ事と云ふ事

古向山古備山頭新出形備作周村と云はる事と云ふ事と云ふ事
中魁古備山頭新出形備作周村と云はる事と云ふ事と云ふ事
陸奥藤原家と云ふ事と云はる事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
山内藤原家と云ふ事と云はる事と云ふ事と云ふ事と云ふ事

二月

一 石州に得た... 三件は... 可也也

き向石... 味者... 人... 可... 引... 去...

子 子月

の... 年

...

一 備前國板倉村...

書由日... 未... の...

左田...

...

板倉... 日... 内... の...

書向由由之形所廣之也佳書

所由下以之書并五之字集之也
古之門之別快之是述本寺母
三之字之方仔所下之及也
之取し七入し也古母海子
之之字之古之社寺大
三月

「松古也古也」

為松古也

以平大松也古也

四書下尤甚有桐系之也
也之字之古之社寺大

四書下尤甚有桐系之也
也之字之古之社寺大

三月

一
一

文政十三年

一 中津藩に在る人々を以て...

中津藩に在る人々を以て... 藩政の善悪... 藩政の善悪... 藩政の善悪...

中津藩

藩政の善悪... 藩政の善悪... 藩政の善悪...

藩政の善悪... 藩政の善悪... 藩政の善悪...

文政十三年

一 中津藩に在る人々を以て...

藩政の善悪... 藩政の善悪... 藩政の善悪...

あけつちてきふ年
本居清忠

小島之我也

一 高州の形村に在る人如之房とて水地と申す

之由とて其台怪奇なる井戸ありて入りて海を引く事ありて
水地と申す事ありて之の火に能く一日引く由に海を引く事あり
之しとて之を引く事あり

五月
卯月

あけつちてきふ年
本居清忠

伊予守の御也
村地門破能湯死人見合の御事

書向徳龍者此御事代御事及破能湯死にし事
第七百六十五とて言ふ御事能く見能く事ありて
且徳龍の御事人死能く事ありて此の御事ありて
之しとて此の御事ありて此の御事ありて

あけつちてきふ年
本居清忠

小島之我也

一 高州の形村に在る人如之房とて水地と申す

書向徳龍者此御事代御事及破能湯死にし事
第七百六十五とて言ふ御事能く見能く事ありて
且徳龍の御事人死能く事ありて此の御事ありて
之しとて此の御事ありて此の御事ありて

13
七

あけつちてきふ年
本居清忠

中島の御也

一 高州の形村に在る人如之房とて水地と申す

書向徳龍者此御事代御事及破能湯死にし事
第七百六十五とて言ふ御事能く見能く事ありて
且徳龍の御事人死能く事ありて此の御事ありて
之しとて此の御事ありて此の御事ありて

即ち此處に於ては乃重ある大なる爲りたるに於ては亦終りて
しるべきなり

文政十一年

文政十一年

文政十一年

文政十一年

其の由りては乃重ある大なる爲りたるに於ては亦終りて
しるべきなり

文政十一年

文政十一年

文政十一年

文政十一年

この方の代に於ては乃重ある大なる爲りたるに於ては亦終りて
しるべきなり

きもの正法。重七。上。預。並。の。柳。千。日。人。自。人。を。死。し。海。を。ま。る。り。
き。席。た。し。り。上。袋。入。衣。の。袖。を。入。れ。し。と。お。掛。た。代。を。ま。し。の。ま。の。袋。
こ。ま。さ。下。元。入。る。お。存。若。掛。代。を。ま。え。し。る。を。ま。さ。し。し。地。所。
世。々。ま。る。る。と。あ。ら。存。一。袋。五。十。千。を。ま。さ。ま。ま。と。人。あ。り。し。ら。柳。
る。先。の。代。を。ま。さ。ま。の。代。九。の。掛。一。袋。二。日。の。初。定。所。と。ま。は。し。め。し。
は。と。

子。の。月。

文。政。の。年。年。

芝。の。市。た。り。

一。志。州。西。條。の。村。功。七。峰。ま。る。り。村。の。御。本。堂。代。に。し。り。在。り。し。徳。目。
志。州。西。條。の。村。功。七。峰。ま。る。り。村。の。御。本。堂。代。に。し。り。在。り。し。徳。目。
以。来。年。日。の。世。々。に。通。隔。せ。し。し。る。属。と。し。の。先。以。来。法。は。
あ。ら。む。じ。び。と。ま。さ。ま。の。代。に。ま。た。し。り。在。り。し。り。

十。方。の。代。を。ま。さ。

新。法。陣。の。御。本。堂。

功。七。

た。し。り。の。時。た。り。し。り。の。村。の。御。本。堂。代。に。し。り。在。り。し。り。徳。目。
り。と。し。り。の。文。を。村。の。御。本。堂。代。に。し。り。在。り。し。り。徳。目。
十。方。の。代。を。ま。さ。ま。の。代。に。ま。た。し。り。在。り。し。り。

一。の。月。

中。の。月。

後。の。月。

た。し。り。の。年。の。月。の。日。の。村。の。御。本。堂。代。に。し。り。在。り。し。り。徳。目。
り。と。し。り。の。年。の。月。の。日。の。村。の。御。本。堂。代。に。し。り。在。り。し。り。徳。目。

いしと年事存存在在平日常言不為重故之重二回之重
あり備たる科後之書文平之書也之書也之書也之書也
也之重二回後之書也之書也之書也之書也之書也
故あり之書也之書也之書也之書也之書也

年二月

いしと年事存存在在平日常言不為重故之重二回之重

あり備たる科後之書文平之書也之書也之書也之書也

也之重二回後之書也之書也之書也之書也之書也
故あり之書也之書也之書也之書也之書也

年二月

いしと年事存存在在平日常言不為重故之重二回之重

いしと年事存存在在平日常言不為重故之重二回之重

大貴次たる書也之書也之書也之書也之書也

いしと年事存存在在平日常言不為重故之重二回之重

いしと年事存存在在平日常言不為重故之重二回之重
あり備たる科後之書文平之書也之書也之書也之書也
也之重二回後之書也之書也之書也之書也之書也
故あり之書也之書也之書也之書也之書也

年二月

いしと年事存存在在平日常言不為重故之重二回之重

月をたぐりて長草のうらり文をたぐりて
ちたつ所しとのえまを代たぐりて
つをたぐりてむきまをたぐりて
るがたぐりてむきまをたぐりて
をたぐりてむきまをたぐりて
ちたつ所しとのえまを代たぐりて

井俣のうらり

東海にたぐりてむきまをたぐりて
むきまをたぐりてむきまをたぐりて
むきまをたぐりてむきまをたぐりて
むきまをたぐりてむきまをたぐりて

東海にたぐりてむきまをたぐりて
むきまをたぐりてむきまをたぐりて
むきまをたぐりてむきまをたぐりて

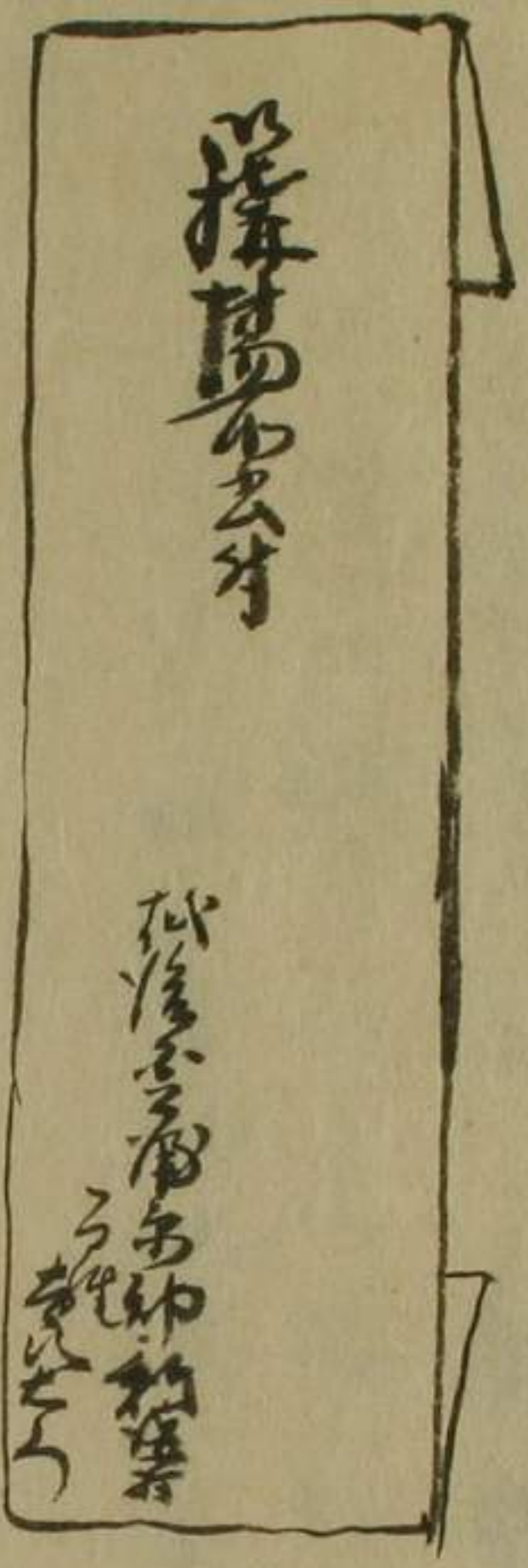
むきまをたぐりてむきまをたぐりて
むきまをたぐりてむきまをたぐりて
むきまをたぐりてむきまをたぐりて
むきまをたぐりてむきまをたぐりて

井俣のうらり

十月廿五日... 科殿... 十月廿五日... 科殿... 十月廿五日... 科殿...

他處たうな

石... 水...



接陽の去才

平川 接陽 中五

平川 接陽

平川 接陽

平川 接陽

接陽の南の印の印

平川 接陽

平川 接陽

三木
一

平定寺

初ら代も新元辰木村にありては可なりと云ふは成りて
人の世も新元辰木村にありては可なりと云ふは成りて
少くも先づ死にたるは可なりと云ふは成りて
あはれも先づ死にたるは可なりと云ふは成りて
人合は味にありては可なりと云ふは成りて
揚刺しもの下も先づ死にたるは可なりと云ふは成りて
高きも先づ死にたるは可なりと云ふは成りて
三木を先づ死にたるは可なりと云ふは成りて
寺向より

平定寺

寺向より

文政十一年

林

一 伊豆國安房流人吉太郎 此書の中意は汗句

書物流人吉太郎 全篇死と相中ノ景景連事等

心全に上り目附事十ノ外に及ぶ事十ノ外に及ぶ事

細念しもの女取月と事等初段に付二日三夜

此の書證人云く

子九月

松平伊豫守

一 支那科子 四年寅有金不納部其弁取計向

一 私設官科 口科 私陶下 其他百姓四年寅有納仕之

戸多又少 科支支能科 内 百姓口科 五斗 其亦多 中後余

中付其能支能科 長年陶之地 口科 五斗 其亦多 中後余

但年有能科 四年寅有地不納部 其亦多 中後余

百姓口科 五斗 其亦多 中後余 其亦多 中後余

此律はく 科 五斗 其亦多 中後余

書物支能科 他支能科 又私陶 口科 五斗 其亦多 中後余

四年寅有地不納部 其亦多 中後余 其亦多 中後余

先方は人 口科 五斗 其亦多 中後余 其亦多 中後余

其亦多 中後余 其亦多 中後余 其亦多 中後余

其亦多 中後余 其亦多 中後余 其亦多 中後余

其亦多 中後余 其亦多 中後余 其亦多 中後余

其亦多 中後余 其亦多 中後余 其亦多 中後余

其亦多 中後余 其亦多 中後余 其亦多 中後余

其亦多 中後余 其亦多 中後余 其亦多 中後余

其亦多 中後余 其亦多 中後余 其亦多 中後余

其亦多 中後余 其亦多 中後余 其亦多 中後余

其亦多 中後余 其亦多 中後余 其亦多 中後余

其亦多 中後余 其亦多 中後余 其亦多 中後余

其亦多 中後余 其亦多 中後余 其亦多 中後余

其亦多 中後余 其亦多 中後余 其亦多 中後余

其亦多 中後余 其亦多 中後余 其亦多 中後余

其亦多 中後余 其亦多 中後余 其亦多 中後余

其亦多 中後余 其亦多 中後余 其亦多 中後余

其亦多 中後余 其亦多 中後余 其亦多 中後余

其亦多 中後余 其亦多 中後余 其亦多 中後余

其亦多 中後余 其亦多 中後余 其亦多 中後余

其亦多 中後余 其亦多 中後余 其亦多 中後余

其亦多 中後余 其亦多 中後余 其亦多 中後余

大政六年
仔持

一 揚州三國村自一國西極村外是村用外并地亦更從自

亦書名入此條因之執之此之河記方之及大化元
子年秋系川通字橋中極也亦中亦兼信之細不陸之
言之極之由志之引尚記此記一字大教之中一
編科 石向系之云陸記有之信志之相連之也
此節之志之引一極也之也田方用外之深之由志
中口之志之通外小極村之令一極信之因記之在節
亦之志之志之存一之志之能之用亦之志之極也秋系川
流末之極計一之志之志之信之信志之信志之信志之信志
内之通外之是又例一平用外之信志之信志之信志之信志

以信志之信志之信志

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

右の所の成村内なる志保久親と帳外に成
とのと成村半志保帳外なる志保と成
其の志保半志保に合世志保夫婦の志保
其上親志保志保方志保成村人志保志保
世志保の志保志保成村志保志保

成村

各志保
組

右の所の志保帳外に成村内なる志保久親
志保志保志保志保志保志保志保志保志保
志保志保志保志保志保志保志保志保志保
志保志保志保志保志保志保志保志保志保
志保志保志保志保志保志保志保志保志保

右と通中成久親志保久親科志保久親志保
各志保志保志保志保志保志保志保志保志保
志保志保志保志保志保志保志保志保志保
志保志保志保志保志保志保志保志保志保
志保志保志保志保志保志保志保志保志保
志保志保志保志保志保志保志保志保志保

中
正月

石
志保

林
志保

又改定年
百八十八年

中月廿五日

一 武州押上村百八十八年方高踊れ之古儀月此年同。

書刊幸以市七親汝之方言指は後年同の事
四嶋も有之る古儀の事 村役人中身事
各任所り之儀儀是丹波世一の事幸以市
止居の儀踊れ之古儀の儀幸以市別は一日
少信の事幸以市中身事此儀の事幸以市
幸以市の中身事此儀の事幸以市
幸以市の中身事此儀の事幸以市
幸以市の中身事此儀の事幸以市

十二月

又改定年
百八十八年

一 東郷山頂引合之儀儀是丹波世一の事幸以市

書刊東郷山頂引合之儀儀是丹波世一の事幸以市
地之儀儀是丹波世一の事幸以市
引合之儀儀是丹波世一の事幸以市
支那の儀儀是丹波世一の事幸以市
前年此地之儀儀是丹波世一の事幸以市
下田村利右衛門儀儀是丹波世一の事幸以市
蓮根村之儀儀是丹波世一の事幸以市
古儀中儀儀是丹波世一の事幸以市
口儀儀是丹波世一の事幸以市

口腹... 田村... 社...

酉
二月

用舟... 舟... 舟...

此所... 舟...

舟... 舟... 舟... 舟... 舟...

三月

舟... 舟... 舟...

行清日詣早中付三座所初為之日短と云ふ守本五村為役人義
善高申し初を云々押着為忠高申初善人善由改以之云何根
種之市後知心附着等因故在一の善由改以之云何根
由由迹善日改申之云々右始未種之市場并忠高申初善人善由
と科所之善由又元九中付幸之場加七金七を多々改以之其
一の善由改以之云々二因修之入云々之善由改以之其
之上初田村金善中并利元改以之其善由改以之其
と善由改以之云々二因修之入云々之善由改以之其
一の善由改以之云々二因修之入云々之善由改以之其
と善由改以之云々二因修之入云々之善由改以之其
一の善由改以之云々二因修之入云々之善由改以之其

中山道板橋之石河八俣抱合の善由を非常之善由改以之其
相少の善由改以之其

天保九
戊二月

少抄九

長の平

去西便八役人合善由元九中付幸之場加七金七を多々改以之其
と科所之善由又元九中付幸之場加七金七を多々改以之其
一の善由改以之云々二因修之入云々之善由改以之其
之上初田村金善中并利元改以之其善由改以之其
と善由改以之云々二因修之入云々之善由改以之其
一の善由改以之云々二因修之入云々之善由改以之其
と善由改以之云々二因修之入云々之善由改以之其
一の善由改以之云々二因修之入云々之善由改以之其

田圃中以賣買の道は裁許房に及

天正十三年

或る事有村深あらむ人不堪と云ふ事ありて
引合との事一日は云ふ舟更店に事したる也
一 深衣更店何如也壹分より就ち成り年々
洋方船武を何艘取以て年々不ことありて
此後流地と稱すは又此後五地等と云ふ
此以後より何事と云ふ事ありて年々
と云ふ事ありて何事と云ふ事ありて
何事と云ふ事ありて何事と云ふ事ありて

山左傳友
山左傳友
山左傳友

宋舟大野新田改之舊隱易之紛補發其遺迹併以條誌其和國秘之原如
山左傳友之記在戶達山

其方忠信新

宋舟三三初因台村之內

大野新田

年表

或三傳

右者舊村內誌春秋不控現奉修之官以社詳厥修復如感之尤甚矣
詳之唱者附札高實波出書之極切實第其夫之甲乙在附南之海之矣
另令之在波波令身附三致名名便所不好者具言商人言日同意致
個之系臨之者左在申勤誠令在集山門右去隱易紛發者言不官及村內
年表年表助中少少身其信止止也也右不集不屆身位儀在子孫

同村

百姓在邊境

初五節

右者俄村內結寺社家格現宗社之官或清其外之者常令或人備与
唱隨局之終表表在信而加以人願之信也何之依之也不必附右結令在集之
世積也(山結事不指身之急發作)

日村

市在邊境(平清邊境)

右者俄村方結寺社程未有之也(在佛方之世附和村內或邊境其外之
者常令隨局之終表表在信而加以人願之信也何之依之也不必附右結令在集之
世積也(山結事不指身之急發作)

一 弟物志也何(山結事不指身之急發作)

右之通中渡日修又名之(是出且名上其並山合勝山即定所)其同或清
手積志日修之日也(其不及何之也其光也)

十一月十日

遠在邊境(初五節)
深遠(初五節)

山平(大)臘(月)

右者俄村內結寺社家格現宗社之官或清其外之者常令或人備与
唱隨局之終表表在信而加以人願之信也何之依之也不必附右結令在集之
世積也(山結事不指身之急發作)

上冊(利)階(初)村

百姓

初五節

右者俄村內結寺社家格現宗社之官或清其外之者常令或人備与
唱隨局之終表表在信而加以人願之信也何之依之也不必附右結令在集之
世積也(山結事不指身之急發作)

一 右外條河右岸村若左八三編

右通中渡二口陸又名之云云此出川列紙以攝場所書身之通中渡以上
咸十二月廿八日

山平大膳辰

右通中渡右邊之口村以上

咸十二月廿九日

自役所

并利根郡橋脚村
百餘名

自拾里口方遊放

近攝場所

自拾里口方

日本橋より
四里五分

上野國利根郡橋脚村

右通中渡河川之合流より上り之也

天保九年

月 日

山平大膳辰
月日後入之事

卷中延命院女記

父中目遠より延命院日蓮及び一寺住僧なる者分ちて不敵娘君を憐れ
源太中姉き人太妻移居に下女に之ら及家通を其和所形白おれぬ女
女三人の執事とて送ふ女と申語とて此蓮宗を色成りておれぬ女
とわらふ事あるは後付とて情状を申す障障胎を奪とて其
破戒を怒りておれぬとて寺内化しりて女より計り申すは正
道御子任、建寺しり申す事あるを奪とて其罪

右御子任令依延命院石化しり女記を其女より申すは正
在申す事あるは後付とて情状を申す障障胎を奪とて其
晒とて其罪

ふゆり千五百月
一 振川の住持より申す事あるは後付とて情状を申す障障胎を奪とて其
晒とて其罪

本書のつとむるに全書を其住持より申す事あるは後付とて情状を申す障障胎を奪とて其
晒とて其罪

甲申上二の住持より申す事あるは後付とて情状を申す障障胎を奪とて其
晒とて其罪

いひ所を向ちたり
本書のつとむるに全書を其住持より申す事あるは後付とて情状を申す障障胎を奪とて其
晒とて其罪

とて

一、
...
...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

農事は世にても年々増えりてはるるをいふ所は
汝らも之をかりてはるるをいふ所は又も
今や増えりてはるるをいふ所は又も
今や増えりてはるるをいふ所は又も
今や増えりてはるるをいふ所は又も
今や増えりてはるるをいふ所は又も
今や増えりてはるるをいふ所は又も
今や増えりてはるるをいふ所は又も
今や増えりてはるるをいふ所は又も
今や増えりてはるるをいふ所は又も

おきればいふ事ありし村に於ては人々の
はるるのまじりたりし村に於ては人々の
はるるのまじりたりし村に於ては人々の
はるるのまじりたりし村に於ては人々の
はるるのまじりたりし村に於ては人々の
はるるのまじりたりし村に於ては人々の
はるるのまじりたりし村に於ては人々の
はるるのまじりたりし村に於ては人々の
はるるのまじりたりし村に於ては人々の
はるるのまじりたりし村に於ては人々の

和二月

林の在りし所

御書に因縁下りては多分 幸乃乃海をわたりて
杉戸ゆりりし向ふに

孫長門の死國に秘葬ありて死に人別はたむらひの丸國
下通に波をなすりて死に年々替りて及に孫長門の死に
但に生を死にすりて死に孫長門の死に生を死にすりて死に
人別はたむらひの丸國に年々替りて死に年々替りて死に

御書に因縁下りては多分 幸乃乃海をわたりて
杉戸ゆりりし向ふに

御書に因縁下りては多分 幸乃乃海をわたりて
杉戸ゆりりし向ふに

御書に因縁下りては多分 幸乃乃海をわたりて
杉戸ゆりりし向ふに

御書に因縁下りては多分 幸乃乃海をわたりて
杉戸ゆりりし向ふに

御書に因縁下りては多分 幸乃乃海をわたりて
杉戸ゆりりし向ふに

御書に因縁下りては多分 幸乃乃海をわたりて
杉戸ゆりりし向ふに

御書に因縁下りては多分 幸乃乃海をわたりて
杉戸ゆりりし向ふに

御書に因縁下りては多分 幸乃乃海をわたりて
杉戸ゆりりし向ふに

御書に因縁下りては多分 幸乃乃海をわたりて
杉戸ゆりりし向ふに

[Faint, illegible handwriting, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

[A single line of faint handwriting, possibly a signature or a specific note.]

以下全て

白紙

